

令和2～6年度 原子力艦環境放射能
モニタリングシステム機器賃貸借及び保守
に係る一般競争入札説明書

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和2年3月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年3月27日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和2年4月3日（金） 15時30分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須としない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

令和2年4月14日（火） 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室（六本木ファーストビル7階）

6. 入札及び開札の日時及び場所

令和2年4月24日（金） 15時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつ

て入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。
11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
12. 契約書作成の要否 要
13. 契約条項 契約書（案）による。
14. 支払の条件 契約書（案）による。
15. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
17. その他
 - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
 - (2) 本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室 大平 智章
電話：03-5114-2126
FAX：03-5114-2185
メールアドレス：tomoaki_odaira@nsr.go.jp
 - (3) 契約締結日までに令和2年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。
また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ
の契約とする場合がある。
なお、本調達は、令和2年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前
においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすること
とする。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器
賃貸借及び保守
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2-①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式2-②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び
保守の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリング
システム機器賃貸借及び保守

仕様書

令和2年3月

原子力規制委員会原子力規制庁
放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

I. 一般事項

1. 件名

令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守

2. 目的

原子力規制委員会原子力規制庁では、我が国への米国原子力艦寄港に係る港（横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）及び金武中城港（沖縄県）をいい、以下「三港」という。）周辺の環境放射線及び放射能の水準を把握するため、モニタリングポスト（空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射性ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式）を設置し、三港周辺住民をはじめとする国民の健康と安全を確保するという国民生活にとって不可欠な役割を果たしている。

本仕様書は、三港のモニタリングポストで得られる放射線測定結果を一元的に収集、管理及び公開する原子力艦環境放射能モニタリングシステム（以下「モニタリングシステム」という。）のうち、サポートが終了する構成機器等を更新及び賃貸借するため、整備すべきサーバ機器、クライアント PC 及び周辺機器等（以下「ハードウェア等」という。）の仕様を定めるとともに、その後の安定的な運用を行つために必要なハードウェア保守について規定したものである。

3. 業務範囲

①プロジェクト管理

放射線測定装置の調達から設置、賃貸借期間内の点検及び保守を円滑に遂行するための進捗管理、コミュニケーション管理、品質管理及び安全管理を行う。

②ハードウェア等の調達、据付及び調整

更新対象のハードウェア等の調達、据付を含む一連の作業を行う。整備するハードウェア等は以下に示す。詳細及び各機器の構成数量は、「II. ハードウェア等調達仕様」に示す。

更新対象機器	数量
データベースサーバ	2 式
アプリケーションサーバ	2 式
管理サーバ	1 式
サーバ周辺機器	1 式
監視用パソコン	14 台
監視用パソコン周辺機器	1 式

③モニタリングシステムプログラムのセットアップ作業及び動作確認

ハードウェア等に既設のプログラムをインストールするとともに、本事業の更新対象外ハードウェア等と接続作業を行う。さらにシステムとしての一体運用が可能となるよう各種試験、動作確認等を行う。詳細は、「III. 既設アプリケーションソフトウェアの組込み調整及び他サーバとの連携確認」に示す。

4. 適用法令

ハードウェア等の調達、セットアップ作業、動作確認及びその後の運用にあたっては、本仕様書によるほか関係法令に適合するものとする。また、本業務に係る一切につき、特許権、実用新案権又は著作権等第三者の権利の対象になっているものの利用に関して発生した問題は全て受注者の責任において処理すること。

5. 設置場所

- ・原子力規制庁が指定する東京都内データセンター（詳細は契約締結後に示す。）
- ・横須賀原子力艦モニタリングセンター（神奈川県横須賀市東逸見 1-14-14）
- ・佐世保市環境センター（長崎県佐世保市稲荷町 1-8）※¹
- ・沖縄原子力艦モニタリングセンター（沖縄県うるま市勝連平安名 2884-10）
- ・原子力規制庁が指定する分析専門機関（詳細は契約締結後に示す。）※²

※1：令和2年度中に佐世保原子力艦モニタリングセンターが整備される予定であることから、整備後は設置場所を変更する。

※2：初年度は千葉県千葉市内を想定。次年度以降変更があった際は、設置場所を変更する。

※1及び※2で生じる移設経費は本事業に含めない。

6. 調達及び運用期間

- ・ハードウェア等調達期間：令和2年8月31日（設置、動作確認まで含む）
- ・放射線測定装置賃貸借及び保守期間：令和2年7月1日から令和7年3月31日（57ヶ月）

7. 提出図書

7.1 提出図書類

受注者は、下記資料をそれぞれの提出期限までに印刷物で各1部、電子媒体で各1部を提出すること。

	資料名	提出部数	提出時期
① 実施に係る図書			
1	実施計画書	1部	契約締結後10日以内
2	実施工程表	1部	契約締結後10日以内
3	品質管理マニュアル	1部	契約締結後10日以内
4	情報セキュリティに関する書類	1部	契約締結後10日以内
② 報告に係る図書			
1	機器納入完了報告書	各1部	機器設置後1週間以内
2	月例報告書	各1部	該当月の翌月15日まで。ただし令和7年3月分は令和7年3月31日まで。

7.2 提出図書提出先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

(東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階)

8. 保証

- ・ハードウェア等は57ヶ月間安定的に運用できるよう必要なメーカーサポート保証を付加すること。詳細は「Ⅱ. ハードウェア等調達仕様」に示す。
- ・調達機器によって、57ヶ月以上の複数期間のサポート契約となる場合は、本契約において措置すること。
- ・調達機器に対するサポート等がないものについても、受注者の責において代替品を速やかに準備しモニタリングシステムの運用に支障が生じないよう措置すること。
- ・モニタリングシステムに障害が生じた際は、モニタリングシステム運用事業者によって生じた障害がハードウェアまたはシステムソフトウェアに起因するかの判断を行うこととし、本契約受注者は、その判断に従うこと。

9. 検収

9-1 ハードウェア設置完了時

- ・原子力規制庁現地担当官が指定した日時に現地立会検査による数量確認及びモニタリングシステムの画面における動作確認を実施することに併せて、本庁担当官が提出書類、納品部数及び運用試験等により、本仕様を満たしていると判断されることをもって検収とする。

9-2 リース期間中

- ・毎月提出する月例報告において、確実に動作したことをもって検収とする。

10. 受注者の義務

- ① 本仕様書及び発注者の指示、指導に基づき業務を忠実かつ確実に履行すること。
- ② 本業務一切の重要性を十分理解し、安定した運用を維持継続するため、入札時に提示したハードウェア等を調達、設置すること。
- ③ 調達したハードウェア等については、「5. 設置場所」に示す場所において、本仕様書で定める機能を十分発揮するよう設置・調整を行い、正常にデータ取得・通信ができることを確認すること。なお、通信については、委託事業者（放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（通信系）（運用期間中に指定する委託事業者が変更になった際は、原子力規制庁が指名する委託事業者に読替える））と必要な調整を行うこと。
- ④ ハードウェア等設置に必要なデータセンターへの入域手続き、設置調整等本業務実施に必要な調整業務はすべて受注者が実施すること。
- ⑤ ハードウェア等設置後生じる資材、廃材等は受注者の責任において保管又は処分をするものとする。ただし、処分にあたっては、関係法令に準拠するとともに発注者の指示に従うものとする。
- ⑥ 作業場所においては、特に危険箇所の点検、整備、養生等を十分に行い事故防止に努めること。

- ⑦ ハードウェア等の調達に伴い、モニタリングシステムの非更新設備、プログラム等に設定変更や機能の追加等が生じる場合、発注者にその旨を報告すること。これら必要経費については受注者負担とすること。
- ⑧ 本装置の受注から納品、運用期間中の一括の責任者（総括責任者等）を定め管理を行い、品質保持・保証に努めること。
- ⑨ 受注者は、業務上の知り得た情報を契約履行期間中か否かに関わらず、第三者に開示したり、漏えいしたりしてはならない。

11. 管理体制の確立

受注者は、業務の実施に当たり、業務の規模及び内容に応じた管理体制を確立しなければならない。

発注者は、受注者の業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合に、受注者側実施責任者と協議のうえ、立ち入りによる品質管理に係わる実施状況の監査を実施することができる。また、その結果によっては改善策を求めることができる。

12. 仕様書の解釈及び疑義

本仕様書の内容に疑義が生じたときには、受注者はその都度、発注者と協議して決定することとし、受注者の一方的な解釈により処理しないこと。受注者が一方的に解釈し、処理した場合は、受注者の責任のもとに費用負担を含め、これを改めることとする。

13. その他

13-1 環境への配慮

- ① 導入するハードウェア等については、個別に指定されたものを除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入するハードウェア等については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

14. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要にな

った場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

II. ハードウェア等調達仕様

調達するハードウェア等の基本構成は以下のとおりとする。なお、各機器の構成数量は別表 1 に、各機器の設置場所への配備数を別表 2 に示す。

1. データベースサーバ

1.1 ハードウェア

(1) ハードウェア要件

- ・クラスタリング構成（同一仕様のサーバを 2 台使用）とすること。
- ・Windows Server 2016/2019 利用時に必要なドライバ、アプリケーションが添付もしくは無償ダウンロード可能なこと
- ・OS のインストールに USB 接続の外付け DVD ドライブ、USB メモリ以外の物が必要な場合は添付すること。

(2) 機器仕様

①サーバ筐体（N8100-2834Y、N8154-89 相当）

- ・ラックマウントタイプ 高さ 2U 以内であること。
- ・ラックに収容可能な金具（スライドレール）、フロントベゼルを添付すること
- ・冗長対応の冷却ファンを搭載すること。
- ・PCI-E3.0 x8 対応、Full Height 又は Low Profile カードに対応した PCI-E スロットの空きが 1 スロット以上あること。
- ・ストレージベイは仕様の HDD を全て搭載した上で 2 本以上の空きがあること。

②CPU（N8101-1527A 相当）

- ・第 2 世代インテル® Xeon® スケーラブル・プロセッサ Gold 5218 16 コア 32 スレッド 2.3GHz (ターボブースト 3.9GHz) キャッシュメモリ 22Mbyte 以上であること。

③メモリ（N8102-721 相当品）

- ・64Gbyte 以上であること。
- ・ECC 対応であること。
- ・4 チャンネル以上に分けて実装すること。

④ストレージ（N8150-547, N8103-218, N8103-218 相当）

- ・使用可能容量 2TB 以上であること。
- ・RAID6 構成であること。
- ・ホットスワップに対応すること。
- ・ホットスペア 1 本以上実装すること。
- ・10000rpm 以上の SAS HDD であること。(SATA 不可とする。)
- ・RAID コントローラのキャッシュメモリは 4GB 以上とする。
- ・RAID コントローラにはバッテリー又はフラッシュバックアップを実装すること。

⑤LAN ポート（N8104-172 相当）

- ・1Gbps (1000BASE-T) 対応 4 ポート以上 (リモートマネジメント用を除く)

⑥リモートマネジメント (N8115-33 相当)

- ・起動・停止・BIOS 設定、OS インストールを含むリモート操作が Web ブラウザで可能なこと。
- ・ハードウェア異常時にメールにて通知を出すことが可能なこと。

⑦電源 (N8181-160、K410-372(02)相当)

- ・AC100V 用 80PLUS 規格 PLATINUM 相当以上とする。
- ・2 系統の冗長電源であること。
- ・必要数の AC ケーブル (100V 用 2m 程度) を用意すること。

(3) 保守 (NH512-5R2-1100 相当)

- ・週 5 日間 (月～金曜) 対応時間 9:00～19:00 以上 当日 4 時間オンサイト対応ディスク返却不要 の保守を 5 年間付与すること。(対応地域は東京都内とする。)

1.2 ソフトウェア

①オペレーティングシステム

- ・必要数の Windows Server 2019 Standard のサーバライセンスを納入すること
- ・Windows Server 2016 Standard へのダウンロードが可能なこと
- ・インストールメディアを添付するか無料ダウンロード可能なこと。
- ・ユーザ CAL ライセンスを 55 ユーザ分納入すること。

②DBソフト

- ・必要数の Microsoft SQL Server 2019 Standard のサーバライセンスを納入すること。
- ・Microsoft SQL Server2014Standard へのダウングレードが可能なこと。
- ・インストールメディアを添付するか無料ダウンロード可能なこと。
- ・ユーザ CAL ライセンスを 55 ユーザ分納入すること。

③クラスタリングソフト

- ・フェイルオーバークラスタリングに対応したクラスタリングソフトウェアを納入すること。
- ・クラスタリングソフトウェアのライセンスは物理 CPU タイプとする。
- ・クラスタに使用するディスクはミラーディスク構成とし、必要なオプションを追加すること。
- ・データベースの異常を検出しクラスタ切替をする機能を有すること。
- ・サーバ上にインストールしたアプリケーションの異常を検出しクラスタ切替する機能を有すること。
- ・システムリソースの異常 (CPU 負荷、メモリ使用率の過度な上昇等) を検出しクラスタ切替する機能を有すること。
- ・クラスタ切り替えが発生するなど異常発生時はメールにて通報する機能を有すること。
- ・クラスタリングソフトインストールに必要なメディア、ドキュメントが添付されること。
- ・クラスタリングソフトは現行のサーバ上で使用しているアプリケーションとの適に

ついて事前に確認を行うこと。アプリケーションの変更が必要な場合はその改修費用を含むこと。

2. アプリケーションサーバ

2.1 ハードウェア

(1) ハードウェア要件

- ・ クラスタリング構成（同一仕様のサーバを2台使用）とすること。
- ・ WindowsServer2016/2019 利用時に必要なドライバ、アプリケーションが添付もしくは無償ダウンロード可能なこと
- ・ OS のインストールに USB 接続の外付け DVD ドライブ、USB メモリ以外の物が必要な場合は添付すること。

(2) 機器仕様

①サーバ筐体（N8100-2780Y、N8116-71、N8181-166、N8146-102、 N8143-135 相当）

- ・ ラックマウントタイプ 高さ 1U 以内であること。
- ・ ラックに収容可能な金具（スライドレール）、フロントベゼルを添付すること
- ・ 冗長対応の冷却ファンを搭載すること。
- ・ PCI-E3.0 x8 対応、FullHeight 又は LowProfile カードに対応した PCI-E スロットの空きが1スロット以上あること。
- ・ ストレージベイは仕様の HDD を全て搭載した上で2本以上の空きがあること。

②CPU（N8101-1594A 相当）

- ・ CPU 第2世代インテル® Xeon® スケーラブル・プロセッサ Silver 4214 12コア 24 スレッド 2.2Ghz(ターボブースト 3.2Ghz) キャッシュメモリ 16Mbyte 以上であること。

③メモリ（N8102-721 相当品）

- ・ 64Gbyte 以上であること。
- ・ ECC 対応であること。
- ・ 4チャンネル以上に分けて実装すること。

④ストレージ（N8103-192, N8150-568 相当）

- ・ 使用可能容量 4TB 以上であること。
- ・ RAID1 構成であること。
- ・ ホットスワップに対応すること。

⑤LANポート（N8104-193 相当）

- ・ 1Gbps（1000BASE-T）対応 4ポート以上（リモートマネジメント用を除く）

⑥リモートマネジメント（N8115-36 相当）

- ・ 起動・停止・BIOS 設定、OS インストールを含むリモート操作が Web ブラウザで可能なこと。
- ・ ハードウェア異常時にメールにて通知を出すことが可能なこと。

⑦電源（N8181-174、N8181-160、K410-372(02)相当）

- ・ AC100V 用 80PLUS 規格 PLATINUM 相当以上とする。
- ・ 2系統の冗長電源であること。

- ・必要数の AC ケーブル（100V 用 2m 程度）を用意すること。
- (3) 保守（NH512-5R4-1100 相当）
 - ・週 5 日間（月～金曜）対応時間 9:00～19:00 以上 当日 4 時間オンサイト対応ディスク返却不要の保守を 5 年間付与すること。（対応地域は東京都内とする。）

2.2 ソフトウェア

①オペレーティングシステム

- ・必要数の WindowsServer2019Standard のサーバライセンスを納入すること
- ・WindowsServer2016Standard へダウンロードが可能なこと
- ・インストールメディアを添付するか無料ダウンロード可能なこと。

②クラスタリングソフト

- ・フェイルオーバークラスタリングに対応したクラスタリングソフトウェアを納入すること。
- ・クラスタリングソフトウェアのライセンスは仮想 CPU（仮想数 1）タイプとする。
- ・クラスタに使用するディスクはミラーディスク構成とし、必要なオプションを追加すること。
- ・サーバ上にインストールしたアプリケーションの異常を検出しクラスタ切替する機能を有すること。
- ・クラスタ切り替えが発生するなど異常発生時はメールにて通報する機能を有すること。
- ・クラスタリングソフトインストールに必要なメディア、ドキュメントが添付されていること。
- ・クラスタリングソフトは現行のサーバ上で使用しているアプリケーションとの適合について事前に確認を行うこと。アプリケーションの変更が必要な場合はその改修費用を含むこと。

3. 管理サーバ

3.1 ハードウェア

(1) ハードウェア要件

- ・WindowsServer2016/2019 利用時に必要なドライバ、アプリケーションが添付もしくは無償ダウンロード可能なこと
- ・OS のインストールに USB 接続の外付け DVD ドライブ、USB メモリ以外の物が必要な場合は添付すること。

(2) 機器仕様

①サーバ筐体（N8100-2841Y 相当）

- ・ラックマウントタイプ 高さ 1U 以内であること。
- ・ラックに収容可能な金具（スライドレール）、フロントベゼルを添付すること
- ・冗長対応の冷却ファンを搭載すること。
- ・PCI-E3.0 x8 対応、FullHeight 又は LowProfile カードに対応した PCI-E スロットの空きが 1 スロット以上あること。
- ・ストレージベイは仕様の HDD を全て搭載した上で 2 本以上の空きがあること。

②CPU (N8100-2841Y 相当に標準搭載)

- CPU 第 2 世代インテル® Xeon® スケーラブル・プロセッサ Bronze 3204 6 コア 1.9Ghz キャッシュメモリ 8Mbyte 以上であること。

③メモリ (N8102-721 相当品)

- 32Gbyte 以上であること。
- ECC 対応であること。

④ストレージ (N8103-192, N8150-568 相当)

- 使用可能容量 4TB 以上であること。
- RAID1 構成であること。
- ホットスワップに対応すること。

⑤LAN ポート (N8104-178 相当)

- 1Gbps (1000BASE-T) 対応 4 ポート以上 (リモートマネジメント用を除く)

⑥リモートマネジメント (N8115-36 相当)

- 起動・停止・BIOS 設定、OS インストールを含むリモート操作が Web ブラウザで可能なこと。
- ハードウェア異常時にメールにて通知を出すことが可能なこと。

⑦電源 (N8181-159 相当)

- AC100V 用 80PLUS 規格 PLATINUM 相当以上とする。
- 2 系統の冗長電源であること。
- 必要数の AC ケーブル (100V 用 2m 程度) を用意すること。

(3) 保守 (NH512-5R7-1100 相当)

- 週 5 日間 (月～金曜) 対応時間 9:00～19:00 以上 当日 4 時間オンサイト対応ディスク返却不要の保守を 5 年間付与すること。(対応地域は東京都内とする。)

3.2 ソフトウェア

①オペレーティングシステム

- 必要数の Windows Server 2019 Standard のサーバライセンスを納入すること
- Windows Server 2016 Standard へダウンロードが可能なこと
- インストールメディアを添付するか無料ダウンロード可能なこと。

4. サーバ周辺機器

4.1 スイッチ (AT-x530L-28GTX-Z5 相当)

- ラックマウントタイプで高さ 1U 以内に収納可能であり、ラックに収容可能な金具を添付すること。
- 1000BASE-T 対応で 24Port 以上実装していること。
- ポート分割、ポートミラー、タグ VLAN、ポートベース VLAN に対応していること。
- Web ブラウザでの設定、ステータス確認が可能なこと。
- 2 系統の AV100V 電源に対応 (外部アダプタによる対応可)、必要数の AC ケーブル添付のこと。
- 今回納入する機器及び既設回線接続用ルータとの接続に必要な LAN ケーブルを添付すること。

- ・オンサイト、若しくは先出センドバック保守5年を付与すること。

4.2 コンソール機器 (N8143-106、K410-118(1A)相当)

- ・ラックマウントタイプで高さ1U以内に収納可能であり、ラックに収容可能な金具を添付すること。
- ・15インチ、解像度1280×1024以上の液晶画面、キーボード、マウス(タッチパッド等代用品可)が一体となっていること。
- ・8台以上のサーバに接続可能なスイッチ機能を有すること。
- ・今回、納入するサーバを接続するのに必要なケーブルを添付すること。
- ・既設のNEC製N8191-14スイッチユニットがカスケード接続可能なこと。(カスケード接続用ケーブルの添付は不要)
- ・オンサイト、若しくは先出センドバック保守5年を付与すること。

4.3 外部アクセスゲートウェイ (SonicWall SMA-210相当)

- ・ラックマウントタイプ 高さ1U以内 ラックに収容可能な金具を添付すること
- ・IE、Edge等のブラウザのみで接続可能なこと
- ・VPN方式はSSL-VPNであること
- ・リバースプロキシ方式にてWebベースアプリケーション(HTTP、HTTPS)が利用可能であること
- ・ポートフォワーディング方式にてブラウザにてWindowsServerのRDPが利用可能なこと
- ・ユーザ毎に閲覧可能なサイト、接続先、接続プロトコル、接続可能時間の設定が容易に可能なこと
- ・ワンタイムパスワード等の2要素認証に対応していること。2要素認証使用時に特別な機器は不要なこと
- ・サーバメンテナンス用にL2フォワーディング方式によるSSL-VPNトンネルが使用可能なこと
- ・接続先サーバ、プロトコルはユーザ毎に制限できること
- ・SSL-VPNトンネル接続に必要なクライアントソフトは無償でダウンロード可能なこと
- ・Geo IP検出とボットネット対策が可能なこと。ボットネットフィルタのシグネチャは自動的に更新されること
- ・同時接続可能なユーザ数は15ユーザ以上、登録可能ユーザ数は50以上、クライアントライセンスが必要な場合は必要数添付すること
- ・同一ユーザでの重複接続の可否を接続ユーザ毎に設定可能なこと
- ・内部、外部ネットワーク接続用LANポートを各1ポート(計2ポート)以上有すること。ポートは1000BASE-T対応であること
- ・オンサイトもしくは先出センドバック保守5年を付与すること(シグネチャ、ファーム更新の保守契約とハードウェア保守が一体の場合は初年度1年分の保守が付属していること)

5. 監視用パソコン

5.1 デスクトップパソコン

①本体(PC-MJM30EZC6相当)

- ・Windows10Proがプリインストールされていること

- ・スリム型デスクトップ (89 (W) × 291 (D) × 340 (H) mm 程度) で縦置き用スタンドを付属すること。
- ・CPU Intel Core i5-9500 6Core 3GHz(ターボブースト時最大 4.4Ghz) 以上
- ・メモリ 8GByte 以上
- ・SSD 256GByte 以上
- ・DVD スーパーマルチドライブ (DVD-R/DVD-RAM/CD-R 読み書き可) が内蔵していること
- ・外付けキーボード (10 キー付き)、USB 接続の光学式マウス添付
- ・有線 LAN (1000Base-T/100Base-TX) 対応。(無線 LAN 非対応のこと)
- ・Intel vPro テクノロジー (AMT) 対応のこと
- ・再セットアップ用メディア添付
- ・キーボード、マウス等付属品接続後、USB3.0 以上 (Type A コネクタ) 2 ポート以上の空きがあること
- ・HDMI 接続の既設大型 TV にミラー表示にて接続可能なこと。
(大型 TV、接続ケーブル、HDMI 分配器は既設の物を使用すること。表示解像度は FullHD(1920x1080)とする。)
- ・デスクトップ PC 本体の保証はセンドバック 5 年

②液晶ディスプレイ (XUB2792HSU 相当)

- ・27' 以上 解像度 水平 1920dot×垂直 1080dot~1200dot ノングレアタイプ HDMI 接続 IPS 又は VA など (TN 不可) の高視野角 (左右上下各 85 度以上) 液晶ディスプレイ添付
- ・接続に必要なディスプレイケーブルが添付されていること。
- ・横須賀設置用の 1 台については上記ディスプレイ 1 台に加え 2 台 (合計 3 台) をデジタル (DisplayPort/DVI/HDMI のいずれか) 接続すること。
- ・接続に必要なアダプタ (USB ディスプレイアダプタ不可) と追加 2 台のディスプレイ (標準の 1 台と同型式の物) を添付すること。

5.2 ノート型パソコン

- ・Windows10Pro がプリインストールされていること
- ・CPU Intel Core i5-8365U(4Core 1.6GHz ターボブースト時最大 4.1Ghz) 以上
- ・メモリ 8GByte 以上
- ・SSD 256GByte 以上
- ・DVD スーパーマルチドライブ (DVD-R/DVD-RAM/CD-R 読み書き可) が内蔵していること
- ・10 キー付きキーボード、タッチパッド本体内蔵、USB 接続の光学式マウス添付
- ・有線 LAN (1000Base-T/100Base-TX) 対応。(無線 LAN 非対応のこと)
- ・Intel vPro テクノロジー (AMT) 対応のこと
- ・15 インチ以上 解像度 水平 1920dot×垂直 1080dot~1200dot ノングレアタイプのカラー液晶
- ・HDMI 接続の外部モニタに接続可能なこと
- ・USB3.0 以上 (Type A コネクタ) 2 ポート以上の空きがあること
- ・バッテリーはユーザにて交換可能なこと
- ・再セットアップ用メディア添付
- ・センドバック 5 年保証

5.3 その他管理用パソコン機器

①スマートスイッチ（GS116E、GS108E 相当）

- ・16ポート及び8ポートのスマートスイッチを用意すること。
- ・Webにて各ポートの状態の監視、設定変更が可能なこと
- ・モニターポートが2ポート以上設定でき、ミラーポートが他のポートとの通信が可能なポートミラーリングの機能を有すること

②カラープリンター（LBP841C 相当）

- ・印刷速度モノ／カラー25枚/分（A4）以上 ファーストプリント カラー10秒以下であること。
- ・両面印刷対応のA3対応カラーレーザープリンターもしくはカラーLEDプリンターであること。
- ・給紙カセット250枚以上、手差し給紙トレイ100枚以上セットできること。
- ・USB接続、有線LAN接続の両方の接続・利用に対応

③カラー複合機（bizhub C227 相当）

- ・印刷速度モノ／カラー22枚分（A4）以上 ファーストコピー10秒以下であること。
- ・両面印刷対応のA3対応複合機であること。
- ・給紙2段（A4, A3）各500枚以上、格納可能な手差しトレイ、本体内排紙できること。
- ・モノ／カラー、A4/A3にてPC印刷、スキャナ（メール、ファイル共有）、コピー、FAX（白黒のみ）が可能なこと。
- ・スキャナ、コピー、FAXは100枚以上の両面原稿自動読み取りが可能なこと。
- ・PCとの接続は有線LAN、USBの同時接続・利用ができること。

5.4 ソフトウェア

- ・各管理用PC（デスクトップ型、ノート型）にはMicrosoft Office及びPDF作成・編集ソフト、LapLink14をインストールすること。
- ・Microsoft Officeは2019以上のバージョンでWord、Excel、Outlook、PowerPointが含まれること。
- ・Microsoft Officeは2016へのダウングレードが可能なこと。
- ・PDF作成・編集ソフトはすかし挿入や閲覧制限、作成済PDFのページの統合・分割、抽出、移動、トリミング、用紙サイズ変更、注釈の追加が可能なこと。
- ・アップデートモジュールのダウンロードが納品後5年以上可能なこと。（保守契約が必要な場合は付与すること。）
- ・LapLink14は5年のサポートが付与されていること。

Ⅲ. 既設アプリケーションソフトウェアの組込み調整及び他サーバとの連携確認

「Ⅱ. ハードウェア等調達仕様」で示したハードウェアを調達し、オペレーティングシステム、データベース (SQL)、クラスタリングソフトウェア等のソフトウェアのセットアップ、過去 5 年のデータベースデータの新サーバへの移行、また更新元サーバにインストールされている原子力艦環境放射能モニタリングシステムのアプリケーションソフトウェア (株式会社近計システム製) 一式を組込み正常に動作することを確認すること。

<アプリケーションソフトウェアの種類>

- ・可搬モニタリングポスト受信アプリケーション (富士電機株式会社製可搬型モニタリングポスト用)
- ・気象計受信アプリケーション (株式会社近計システム製 気象計伝送装置 SDU-3000 用)
- ・線量データ警報監視アプリケーション
- ・公開 Web 表示データ作成アプリケーション
- ・公開 Web 表示データ転送アプリケーション
- ・設備管理台帳アプリケーション (株式会社アルファ水工コンサルタンツ社製)
- ・グループウェア (サイボウズ Office)
- ・Windows Update Server (マイクロソフト社製)
- ・Symantec Endpoint Protection Manager (Broadcom 社製)
- ・Web メールソフトウェア (NEOJAPAN 社製)

尚、更新元とのオペレーティングシステム、データベース (SQL)、クラスタリングソフトウェア、クライアント PC のブラウザ等の差異により修正が必要な場合はアプリケーションソフトウェアの修正を行う。

<更新元で使用しているシステムソフトウェア>

- ・Microsoft Windows Server 2012R2 Standard
- ・Microsoft SQL Server 2014 Standard
- ・Microsoft SQL Server 2014 Express
- ・NEC CLUSTERPRO X 3.2
- ・Windows 8.1 Pro
- ・Microsoft Office 2013 Standard

更新対象外のサーバ (管理 Web、公表システム、及び入出港通報システム用サーバ)、固定ポスト、モニタリングカー、可搬モニタリングポストとの連携確認を行う。

<連携を行う他サーバ、固定ポスト、モニタリングカー、可搬モニタリングポスト>

- ・管理 Web サーバ (管理 Web 表示、電光表示器データ送信、局舎温湿度監視、局舎電源監視、局舎空調機器制御、モニタリングカーデータ受信、可搬モニタリングポストデータ受信 (日立製作所製可搬モニタリングポスト用))
- ・公表システム通信サーバ (公表システム送信用データ作成、公表システムデータ送信)
- ・入出港通報システム用サーバ
- ・メールサーバ (クラウドサービス利用)

- ・公開 Web サーバ（クラウドサービス利用）
 - ・横須賀・佐世保・金武中城港設置の固定ポスト 21 局
 - ・横須賀港配備のモニタリングカー1 局
 - ・横須賀・佐世保・金武中城港配備の可搬モニタリングポスト 21 台
- （固定ポスト、モニタリングカー、可搬モニタリングポストはサーバ更新時点に増備、機器変更（別メーカーへの変更含む）が行われている場合は、それらに対しても連携確認が必要です）

1. DB サーバ

①ハードウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
N8100-2834Y	Express5800/R120h-1M 8x2.5型ドライブモデル	2
K410-372(02)	ACケーブル(2m)	4
N8101-1527A	CPUボード(16C, 2.30GHz/Gold 5218)	2
N8102-721	16GB 増設メモリボード(1x16GB/R/SR)	8
N8103-191	RAIDコントローラ(4GB, RAID 0/1/5/6)	2
N8103-218	フラッシュバックアップユニット	2
N8104-172	1000BASE-T接続LOM カード(4ch)	2
N8115-33	リモートマネジメント拡張ライセンス (Advanced)	2
N8143-131	1Uラックサーバ用スライドレール	2
N8150-547	増設用600GB HDD	14
N8154-89	2x2.5型ドライブケージ(SAS/SATA)	2
N8181-160	電源ユニット(800W/Platinum)	4
NH512-5R2-1100	ExpressSupportPack G4 R120x-1M用 5日間8:30 ~21:00対応(5年間) ディスク返却不要サービ ス付き	2

②ソフトウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
WindowsServer2019 Standard	2コアライセンス (サーバ辺り最低16コア分購入必要)	16
WindowsServer2019 CAL	ユーザCAL	55
Microsoft SQL Server 2019 Standard Edition	サーバライセンス	2
Microsoft SQL Server 2019 Standard Edition CAL	ユーザCAL	55
UL1276-B01-I	CLUSTERPRO X CD 4.1	1
UL1276-B04-I	CLUSTERPRO X Startup Kit 4.1	1
UL1276-B02-I	CLUSTERPRO X 4.1 for Windows (1CPUライセン ス)	2
UL1276-B03-I	CLUSTERPRO X Replicator 4.1 for Windows (1 ノードライセンス)	2
UL1276-B06-I	CLUSTERPRO X Database Agent 4.1 for Windows (1ノードライセンス)	2
UL1276-B0B-I	CLUSTERPRO X System Resource Agent 4.1 for Windows (1ノードライセンス)	2
UL1276-B05-I	CLUSTERPRO X Alert Service 4.1 for Windows (1ノードライセンス)	2

2. アプリケーションサーバ

①ハードウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
N8100-2780Y	Express5800/R120h-1E 4x 3.5型モデル	2
K410-372 (02)	ACケーブル (2m)	4
K410-381 (00)	内蔵SAS/SATAケーブル	2
N8101-1594A	CPUボード (12C, 2.20GHz/Silver 4214)	2
N8102-721	16GB 増設メモリボード (1x16GB/R/SR)	8
N8103-192	RAIDコントローラ (RAID 0/1)	2
N8104-193	1000BASE-T接続LOMカード (2ch)	2
N8115-36	リモートマネジメント拡張ライセンス (Essentials)	2
N8116-71	ライザカード (2xPCI)	2
N8143-135	1Uラックサーバ用レール	2
N8146-102	フロントベゼル	2
N8150-568	増設用4TB HDD	4
N8181-160	電源ユニット (800W/Platinum)	4
N8181-166	冗長ファンキット	2
N8181-174	冗長電源ケージ	2
NH512-5R4-1100	ExpressSupportPack G4 R120x-1E用 5日間8:30~21:00対応 (5年間) ディスク返却不要サービス付き	2

②ソフトウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
WindowsServer2019 Standardサーバライセンス	2コアライセンス (サーバ辺り最低16コア分購入必要)	16
UL1276-B01-I	CLUSTERPRO X CD 4.1	1
UL1276-B04-I	CLUSTERPRO X Startup Kit 4.1	1
UL1276-B02-I	CLUSTERPRO X 4.1 for Windows (1CPUライセンス)	2
UL1276-B03-I	CLUSTERPRO X Replicator 4.1 for Windows (1ノードライセンス)	2
UL1276-B05-I	CLUSTERPRO X Alert Service 4.1 for Windows (1ノードライセンス)	2

3. 管理サーバ

①ハードウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
N8100-2841Y	Express5800/R110j-1M 4x 3.5型ドライブモデル	1
K410-372 (02)	ACケーブル (2m)	2
K410-429 (00)	内蔵SAS/SATAケーブル	1
N8103-192	RAIDコントローラ (RAID 0/1)	1
N8102-721	16GB 増設メモリボード (1x16GB/R/SR)	2
N8104-178	1000BASE-T 接続ボード (2ch)	1
N8115-36	リモートマネジメント拡張ライセンス (Essentials)	1

N8150-568	増設用4TB HDD	2
N8181-159	電源ユニット(500W)	1
NH512-5R7-1100	ExpressSupportPack G4 R110x-1M用 5日間8:30 ~21:00対応(5年間) ディスク返却不要サービ ス付き	1

②ソフトウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
WindowsServer2019 Standardサーバライセンス	2コアライセンス (サーバ辺り最低16コア分購入必要)	8

4. サーバ周辺機器

①スイッチ

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
AT-x530L-28GTx-Z5	L3-SW 1Gbps 24Port 冗長電源対応 オンサイ ト、若しくは先出センドバック保守5年を付与	2

②コンソール機器

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
N8143-106	コンソールユニット オンサイト、若しくは先 出センドバック保守5年を付与	1
K410-118(1A)	スイッチユニット接続USBケーブルセット (1.8m)	5

③ 外部アクセスゲートウェイ

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
SonicWall SMA-210	SSL VPN アプライアンス	1
同上用10USERライセンス		1
同上用初年度保守		1

5. 監視用パソコン

①デスクトップ型パソコン

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
PC-MJM30EZC6	Mate J MJM30/E-6(Win10Pro 64bit) タイプME/Core i5-9500 (3GHz) 【メモリ】8GB 【SSD】256GB SSD(PCIe) 【光学ドライブ】DVDスーパーマルチドライブ 【通信機能】LAN (ギガビットイーサネット) 【キーボード】109キーボード 【マウス】USB光学式マウス 【再セットアップ用媒体】DVD-ROM添付 【サービス&サポート】5年間引取修理	4
PC-P-GREGF4	GeForce GT730 (ディスプレイ増設アダプタ)	1
XUB2792HSU	27' 1920x1080 IPS液晶ディスプレイ	6

②ノート型パソコン

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
C-VJM16DZG6	VersaPro J VJM16/D-6(Win10Pro 64bit) タイプVD/Core i5-8365U (1.60GHz) 【メモリ】8GB 【SSD】256GB SSD(PCIe) 【ディスプレイ】15.6型ワイドTFTカラー液晶フルHD(1920 X 1080) 【光学ドライブ】DVDスーパーマルチドライブ 【通信機能】LAN (ギガビットイーサネット) 【キーボード】テンキー付きキーボード 【マウス】USB光学式マウス添付 【バッテリー】リチウムイオンバッテリー 【ACアダプタ】ゼロワットACアダプタ 【再セットアップ用媒体】DVD-ROM添付 【サービス&サポート】5年間引取修理	10

③その他監視用パソコン周辺機器

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
GS116E	16ポートスマートスイッチ	3
GS108E	8ポートスマートスイッチ	5
LBP841C	カラープリンター	3
bizhub C227	カラー複合機 (コピー、FAX、スキャナ、プリンター)	1

④ソフトウェア

品名 (相当品)	型式・仕様	数量
Office	Microsoft Office Standard 2019	14
JUST PDF4	作成・編集	14
遠隔管理	Laplank14 (5年保守付き)	14

(別表2)

設置場所	データセンター	横須賀	佐世保	沖縄	分析専門機関
DBサーバ	2台	—	—	—	—
アプリケーションサーバ	2台	—	—	—	—
管理サーバ	1台	—	—	—	—
サーバ周辺機器	1式	—	—	—	—
監視用PC (デスクトップPC)	—	1台	1台	1台	1台
監視用PC (ノートPC)	—	3台	2台	2台	3台
スイッチ (16ポート)	—	1台	1台	1台	
スイッチ (8ポート)	—	1台	1台	1台	2台
拡張モニタ2台 (デスクトップPC用)	—	1式	—	—	—
カラープリンター		1台	1台	1台	
カラー複合機					1台

横須賀：横須賀原子力艦モニタリングセンター

佐世保：佐世保市環境センター（令和3年度から佐世保原子力艦モニタリングセンター）

沖縄：沖縄原子力艦モニタリングセンター

入札適合条件

令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO27001 (ISMS)の公的機関による認証を取得していること。
- (4) 仕様書「ハードウェア等調達仕様」にある項目について、仕様書を満たすことを証明すること。
※カタログ又はメーカー説明書等を添付すること。
※同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。
- (5) 本調達と同規模以上のサーバの導入及び保守の実績を過去5年以内に有すること。添付資料としてについて以下の事項を示すこと。
 - 1) 作業名称
 - 2) 実施年度
 - 3) 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）
 - 4) 作業概要（公開できる範囲に限る。）
- (6) 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。
 - 1) 納期内の業務配分に無理のない業務スケジュールを立て、示すこと。
 - 2) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「業務の流れ」を示すこと。
 - 3) 実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の業務量（人時間数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
 - 4) 各担当者の月別業務量（人時間数）を示すこと。
- (7) 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。
 - 1) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記7で求める“担当者”もこの記号で示すこと。
 - 2) 本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）（注2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記

載せず、1) の記号で示すこと。

(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 業務件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国／地方公共団体／民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。

- 3) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかわる品質管理の具体的な方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（7）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和2年4月10日（金）正午までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担 当：大平 智章 (tomoaki_odaira@nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2126

FAX：03-5114-2185

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

㊦

代表者氏名

㊦

「令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

件名：令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守

商号又は名称：

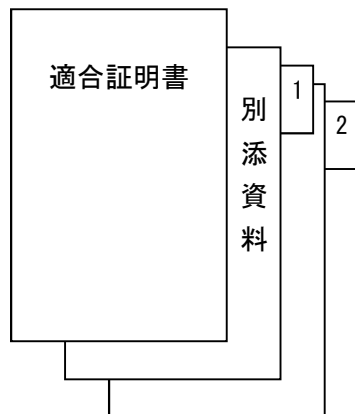
条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。</p> <p>(3) 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO27001 (ISMS)の公的機関による認証を取得していること。</p> <p>(4) 仕様書「ハードウェア等調達仕様」にある項目について、仕様書を満たすことを証明すること。 ※カタログ又はメーカー説明書等を添付すること。 ※同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。</p> <p>(5) 本調達と同規模以上のサーバの導入及び保守の実績を過去5年以内に有すること。添付資料としてについて以下の事項を示すこと。 1) 作業名称 2) 実施年度 3) 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社） 4) 作業概要（公開できる範囲に限る。）</p> <p>(6) 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。 1) 納期内の業務配分に無理のない業務スケジュールを立て、示すこと。 2) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「業務の流れ」を示すこと。 3) 実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の業務量（人時間数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。 4) 各担当者の月別業務量（人時間数）を示すこと。</p>		

<p>(7) 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>1) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記7で求める“担当者”もこの記号で示すこと。</p> <p>2) 本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）（注2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、1)の記号で示すこと。</p> <p>(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>(注2) 業務件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国／地方公共団体／民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>3) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかわる品質管理の具体的な方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。</p>		
--	--	--

適合証明書に対する照会先
所在地 : (郵便番号も記載のこと)
商号又は名称及び所属 :
担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、[契約会社名 役職 契約者名]（以下「乙及び丙」という。）及び[契約会社名 役職 契約者名]（以下「丙」という。）乙及び丙とは、「令和2～6年度 原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器賃貸借及び保守」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙及び丙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

また、支払月額の内訳を別表のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙及び丙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせではない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙及び丙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙及び丙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙及び丙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙及び丙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙及び丙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

第6条 乙及び丙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙及び丙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙及び丙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙及び丙は、毎月の役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙及び丙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、毎月の業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙及び丙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙及び丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙及び丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙及び丙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙及び丙の責に帰すべき事由により甲又は乙及び丙以外の者（乙及び丙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙及び丙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙及び丙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙及び丙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

第13条 甲は、乙及び丙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙及び丙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙及び丙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（契約不適合責任）

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙及び丙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙及び丙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙及び丙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙及び丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙及び丙に対し、第1項の催告をすることなく、乙及び丙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をして
も、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を
請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙及び丙に通知すること
を要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙及び丙は、保全情報を乙及び丙以外の者に提供してはならない。ただ
し、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙及び丙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は
削除しなくてはならない。

3 乙及び丙は、保全情報が乙及び丙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個
別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中である
か、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した
情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるか
を問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙及び丙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留
意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙及び丙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙及び丙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三
者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法
律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保
険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲
渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙及び丙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書
に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又
は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第
104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依
頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げ
る異議を留めるものとする。また、乙及び丙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」と
いう。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467
条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様と

する。

(1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙及び丙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙及び丙による債権譲渡後も、乙及び丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙及び丙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙及び丙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第19条 乙及び丙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙及び丙、乙及び丙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙及び丙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙及び丙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

2 乙及び丙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙及び丙は、当該著作物の著作者が乙及び丙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙及び丙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第20条 乙及び丙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙及び丙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製

し、又は改変すること。

- 3 乙及び丙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙及び丙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙及び丙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙及び丙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙及び丙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙及び丙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙及び丙は、本契約の名称、契約金額並びに乙及び丙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙及び丙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙及び丙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙及び丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙及び丙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙及び丙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙及び丙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙及び丙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙及び丙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙及び丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙及び丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支

払を請求することができる。この場合において、乙及び丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙及び丙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙及び丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙及び丙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙及び丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反

して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙及び丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙及び丙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙及び丙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙及び丙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙及び丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙及び丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙及び丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙及び丙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙及び丙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

丙

(別表)

支払月額内訳

	税抜き金額	消費税	税込み金額
令和2年			
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和3年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和4年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和5年			
1月	円	円	円

2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和6年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和7年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円